

亀山市告示第157号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和2年8月7日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21787
- 3 路線名 南鹿島2号線
- 4 供用開始の区間
(1) 起点 南鹿島町76番4地先
(2) 終点 南鹿島町82番1地先
- 5 供用開始の期日 令和2年8月7日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21788
- 3 路線名 南鹿島1号線
- 4 供用開始の区間
(1) 起点 南鹿島町73番1地先
(2) 終点 南鹿島町76番5地先
- 5 供用開始の期日 令和2年8月7日

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21789
- 3 路線名 南鹿島線
- 4 供用開始の区間

(1) 起 点 南 鹿 島 町 6 9 番 5 地 先

(2) 終 点 南 鹿 島 町 2 7 0 番 2 地 先

5 供 用 開 始 の 期 日 令 和 2 年 8 月 7 日